

港区立保育園給食調理業務委託 事業候補者選考 【一次審査結果】 <芝保育園>

項番・項目	評価の視点	配点	B事業者(株式会社スエヒロ)							C事業者									
			A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	合計	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	合計			
1 基本事項の評価																			
1	履行評価	・港区立保育園における直近の業務履行状況はどうか。 (港区業務履行評価に関する要綱または保育園給食調理業務委託事業者の契約更新基準に基づく令和5年度業務履行評価結果) (事務局が客観的視点により採点) 優秀…5点/良好…4点/普通…3点/やや不良…2点/不良…1点 ※令和5年度の業務履行評価の対象でない者は評価結果「普通」として扱います。	10	8	8	8	8	8	8	8	48	8	8	8	8	8	8	48	
2	実績	・23区内で保育園給食調理業務の実績が多くあるか。 (事務局が客観的視点により採点) ※100食以上提供園での実績 20園以上…5点/15園～19園…4点/10園～14園…3点/5～9園…2点/1～4園…1点	5	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12	
一次審査 小計①			15	10	10	10	10	10	10	10	60	10	10	10	10	10	10	60	
										満点	90							満点	90
										平均	10.0							平均	10.0
2 企画提案の評価																			
(1)	組織体制	・事業者として、保育園給食を提供することに適した組織体制か。	10	6	8	6	6	8	6	6	40	8	6	6	6	6	8	40	
(2)	基本方針	・保育園での給食業務に関する基本方針が適切に示されているか。 ・健康管理、増進の視点を持ち、さめの細かい対応の提案があるか。	10	6	6	6	6	8	6	6	38	6	6	8	8	6	6	40	
(3)	業務の実施	・保育園との協力体制がとれているか。 ・着実な業務履行のための体制・仕組が整っているか。 ・本社等と連携がとれているか。また、平常時・緊急時ともに本社等からの支援体制が整っているか。	15	12	9	12	12	9	12	12	66	9	6	9	9	9	12	54	
(4)	衛生管理	・衛生管理の重要性を認識し、HACCPに基づいた衛生管理のプログラムを組織的に構築しているか。 ・衛生管理マニュアルが整備されているか。	15	12	9	12	12	12	12	12	69	9	6	9	12	9	12	57	
(5)	人材育成	・保育園給食における基本的な調理技術を備えているか。 ・適切な従業者の教育指導又は訓練の提案があるか。また、研修体制(離乳食、アレルギー食等)は整っているか。	10	6	6	8	6	8	6	6	40	8	6	8	6	6	10	44	
(6)	食育	・食育への取組はどうか。 ・職員へ食育のプログラムの研修がとり入れられているか。	15	9	9	12	12	9	9	9	60	9	9	12	9	9	9	57	
(7)	アレルギー対応	・アレルギー誤食の事故は多いか、中身はどうか。 ・食物アレルギー事故を起こさない取組は十分か。 ・食物アレルギー発生後に適切な対応が取れているか。	15	9	9	12	12	12	9	9	63	9	6	6	9	9	9	48	
(8)	食中毒等の対応	・食中毒、異物混入等の事故は多いか、中身はどうか。 ・異物混入はゼロではないか。(髪の毛、ビニール片等の混入の現状を把握しているか。) ・行政指導は多いか、中身はどうか。 ・事故発生後に適切な対応が取れているか。	15	9	9	12	12	12	9	9	63	9	6	9	9	9	6	48	
一次審査 小計②			105	69	65	80	78	78	69	69	439	67	51	67	68	63	72	388	
										満点	630							満点	630
										平均	73.2							平均	64.7
3 見積額の評価																			
1	見積価額	・参考事業規模に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点) ※事業規模に対する提案額の割合 90%未満:1点/98%以上:2点/95%以上98%未満:3点/92%以上95%未満:4点/90%以上92%未満:5点	5	2	2	2	2	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	18	
一次審査 小計③			5	2	2	2	2	2	2	2	12	3	3	3	3	3	3	18	
										満点	30							満点	30
										平均	2.0							平均	3.0
合計(小計①+②+③)			125	81	77	92	90	90	81	81	511	80	64	80	81	76	85	466	
										満点	750							満点	750
										平均	102.2							平均	93.2
事務局採点配点			120																
加算項目																			
区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算	事務局採点配点の5%	該当しない		0		該当する		6										
ワーク・ライフ・バランス推進の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算	事務局採点配点の5%	該当しない		0		該当しない		0										
障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算	事務局採点配点の5%	該当しない		0		該当する		6										
環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者、一次審査合計点の5%を加算 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算	事務局採点配点の5%	該当しない		0		該当する		6										
災害協定活動の評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、一次審査合計点の5%を加算	事務局採点配点の5%	該当しない		0		該当しない		0										
一次審査合計(加算項目含む)			511							484									

港区立保育園給食調理業務委託 事業候補者選考 【一次審査結果】 <南青山保育園>

項番・項目	評価の視点	配点	A事業者(株式会社レクトン)						合計	
			A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員		
1 基本事項の評価										
1	履行評価	・港区立保育園における直近の業務履行状況はどうか。 (港区業務履行評価に関する要綱または保育園給食調理業務委託事業者の契約更新基準に基づく令和5年度業務履行評価結果) (事務局が客観的視点により採点) 優秀…5点/良好…4点/普通…3点/やや不良…2点/不良…1点 ※令和5年度の業務履行評価の対象でない者は評価結果「普通」して扱います。	10	8	8	8	8	8	8	48
2	実績	・23区内で保育園給食調理業務の実績が多くあるか。 (事務局が客観的視点により採点) ※100食以上提供園での実績 20園以上…5点/15園～19園…4点/10園～14園…3点/5～9園…2点/1～4園…1点	5	3	3	3	3	3	3	18
一次審査 小計①			15	11	11	11	11	11	11	66
満点 90 平均 11.0										
2 企画提案の評価										
(1)	組織体制	・事業者として、保育園給食を提供することに適した組織体制か。	10	6	8	8	8	6	8	44
(2)	基本方針	・保育園での給食業務に関する基本方針が適切に示されているか。 ・健康管理、増進の視点を持ち、さめの細かい対応の提案があるか。	10	6	8	8	8	8	8	46
(3)	業務の実施	・保育園との協力体制がとれているか。 ・着実な業務履行のための体制・仕組が整っているか。 ・本社等と連携がとれているか。また、平常時・緊急時ともに本社等からの支援体制が整っているか。	15	9	12	12	12	15	15	75
(4)	衛生管理	・衛生管理の重要性を認識し、HACCPに基づいた衛生管理のプログラムを組織的に構築しているか。 ・衛生管理マニュアルが整備されているか。	15	9	12	12	12	12	12	69
(5)	人材育成	・保育園給食における基本的な調理技術を備えているか。 ・適切な従業者の教育指導又は訓練の提案があるか。また、研修体制(離乳食、アレルギー食等)は整っているか。	10	8	8	8	8	8	8	48
(6)	食育	・食育への取組はどうか。 ・職員へ食育のプログラムの研修がとり入れられているか。	15	12	12	12	12	12	12	72
(7)	アレルギー対応	・アレルギー誤食の事故は多いか、中身はどうか。 ・食物アレルギー事故を起こさない取組は十分か。 ・食物アレルギー発生後に適切な対応が取れているか。	15	12	9	12	12	9	15	69
(8)	食中毒等の対応	・食中毒、異物混入等の事故は多いか、中身はどうか。 ・異物混入はセロ口ではないか。(髪の毛、ビニール片等の混入の現状を把握しているか。) ・行政指導は多いか、中身はどうか。 ・事故発生後に適切な対応が取れているか。	15	12	9	12	12	12	12	69
一次審査 小計②			105	74	78	84	84	82	90	492
満点 630 平均 82.0										
3 見積額の評価										
1	見積価額	・参考事業規模に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点) ※事業規模に対する提案額の割合 90%未満: 1点/98%以上: 2点/95%以上98%未満: 3点/92%以上95%未満: 4点/90%以上92%未満: 5点	5	3	3	3	3	3	3	18
一次審査 小計③			5	3	3	3	3	3	3	18
満点 30 平均 3.0										
合計(小計①+②+③)			125	88	92	98	98	96	104	576
満点 750 平均 115.2										
事務局採点配点			120							
加点項目										
区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない						0	
ワーク・ライフ・バランス推進の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採点配点の5%	該当しない						0	
障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない						0	
環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、一次審査合計点の5%を加点 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点	事務局採点配点の5%	該当する						6	
災害協定活動の評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、一次審査合計点の5%を加点	事務局採点配点の5%	該当しない						0	
一次審査合計(加点項目含む)			582							